資料 2

諮 問 事 項 一 覧

諮問番号	学 種	区 分	諮 問 事 項
第1674号(1)	高等学校	広域通信に係る学則変更認可	クラーク記念国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について
第1674号(2)			星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について
第1674号(3)	幼稚園	定員減認可	旭川みその幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について
第1674号(4)			旭川聖母幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について
第1674号(5)			美唄アカシヤ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について
第1674号(6)		廃止認可	七飯マリア幼稚園の廃止認可について
第1674号(7)			札幌ゆたか幼稚園の廃止認可について
第1674号(8)			稚内鈴蘭幼稚園の廃止認可について
第1674号(9)			聖ミカエル幼稚園の廃止認可について
第1674号(10)			みのり幼稚園の廃止認可について
第1674号(11)			浦河フレンドようちえんの廃止認可について
第1674号(12)			麻生明星幼稚園の廃止認可について
第1674号(13)			網走幼稚園の廃止認可について
第1674号(14)			恵庭幼稚園の廃止認可について
第1674号(15)			光の泉幼稚園の廃止認可について
第1674号(16)			札幌ルーテル幼稚園の廃止認可について
第1674号(17)			琴似教会幼稚園の廃止認可について
第1674号(18)			まこまない明星幼稚園の廃止認可について
第1674号(19)			おおぞら幼稚園の廃止認可について

高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について

諮問第1674号（1）

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>申　　請　　の　　内　　容</th><th>基準・備考</th></tr>
<tr><td>1 名　　称</td><td>クラーク記念国際高等学校</td><td></td></tr>
<tr><td>2 位　　置</td><td>深川市納内町３丁目２番40号</td><td></td></tr>
<tr><td>3 設　置　者</td><td>学校法人創志学園　理事長　大橋　博</td><td></td></tr>
<tr><td>4 変更の時期</td><td>令和４年４月１日</td><td></td></tr>
<tr><td>5 変更の理由</td><td>社会情勢の変化に伴う子ども達を取り巻く環境の変化などの背景による、生徒の多様なニーズに応えるため、面接指導等実施施設の追加等。
また、学習指導要領の改訂に伴う、教育課程の変更。</td><td></td></tr>
<tr><td>6 変 更 内 容</td><td>（1）面接指導等実施施設の追加等
<table>
<tr><th>現行</th><th>変更内容</th></tr>
<tr><td>８７</td><td>追加４（専修学校４）　削除２　名称変更２</td></tr>
</table>
＜追加施設の概要＞
<table>
<tr><th></th><th>定員（予定）</th><th>校舎</th></tr>
<tr><td>①専修学校クラーク高等学院
札幌大通校（札幌市）</td><td>400名</td><td>2,323.56㎡ 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
（教室、図書室、保健室、職員室）</td></tr>
<tr><td>②専修学校クラーク高等学院
姫路校（兵庫県姫路市）</td><td>180名</td><td>1,164.60㎡　鉄骨造
（教室、図書室、保健室、職員室）</td></tr>
<tr><td>③ネムハイスクール高等専修学校　（山口県山口市）</td><td>120名</td><td>417.13㎡　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
（教室、図書室、保健室、職員室）</td></tr>
<tr><td>④高等専修学校Ｃ＆Ｓ学院
（福岡県福岡市）</td><td>60名</td><td>975.24㎡　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
（教室、図書室、保健室、職員室）</td></tr>
</table>
＜変更後の定員＞　（名）
<table>
<tr><th>学科</th><th>定員</th></tr>
<tr><td>国際学科</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>情報科学科</td><td>480</td></tr>
<tr><td>普通科</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td>計</td><td>12,480</td></tr>
</table>
収容定員　12,480
＜教職員組織＞　（名）
<table>
<tr><th></th><th>校長</th><th>副校長</th><th>教頭</th><th>教諭</th><th>講師</th><th>養護教諭</th><th>事務職員</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>専任</td><td></td><td>1</td><td></td><td>234</td><td>266</td><td>1</td><td>331</td><td>12</td><td>845</td></tr>
<tr><td>兼任</td><td>1</td><td></td><td></td><td>51</td><td>266</td><td></td><td>24</td><td>3</td><td>345</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>285</td><td>532</td><td>1</td><td>355</td><td>15</td><td>1,190</td></tr>
</table>
（２）教育課程の変更
学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表における教科の科目設定を変更する。
（令和４年度以降の入学生に適用）</td><td>適　・　否
【基準】
・私立高等学校（通信制の課程）審査基準

適　・　否</td></tr>
</table>

参考資料

私立の高等学校、中学校、中等教育学校、小学校、特別支援学校
及び幼稚園の設置等の認可に関する審査基準（抜粋）

令和４年２月９日一部改正
（令和４年４月１日施行）

私立の高等学校、中学校、中等教育学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「私立学校」という。）の設置及び廃止、課程及び学科の設置及び廃止、収容定員に係る学則の変更並びに設置者の変更等の認可については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

第１　私立学校の設置の認可の審査基準

３　私立高等学校（通信制の課程）

(1)　編制

ア　通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の通信制の課程に係る収容定員は、２４０人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

イ　実施校の設置者は、生徒の数及び居住地域等を考慮し、本校のほか、通信教育連携協力施設（当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。

一　面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）

二　生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附帯する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であって、面接指導等実施施設以外のもの（３(3)ウにおいて「学習等支援施設」という。）

ウ　面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校（実施校の行う通信教育について連携協力を行うものとしてその設置者が定めた高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。）であることを基本とする。

ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。

エ　実施校に置く通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、５人以上とする。

なお、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。

オ　実施校には、必要に応じて養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くものとする。

カ　実施校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

キ　実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

ク　実施校の通信制の課程には、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置くものとする。

(2)　施設及び設備

ア　実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

イ　実施校の通信制の課程の教育の用に供する本校及び分校の校舎の面積は、１，２００平方メートル以上とする。ただし、他の高等学校の教育の用に供する施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

ウ　実施校の本校又は分校には体育館を置くものとし、この場合の面積は、別表２に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

エ　実施校の本校又は分校には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

また、上記の施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

オ　全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における上記イ、ウ並びにエの一及び二に掲げる施設については、教育上支障ない場合には、当該施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設を兼用することができる。

カ　独立校における上記ウ並びにエの一及び二に掲げる施設については、教育上支障がない場合には、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の高等学校又は中等教育学校の教育の用に供する当該施設に相当する施設を兼用することができる。

キ　実施校の教育施設には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及教具を備えなければならない。

また、校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(3)　その他

ア　他の都府県を教育区域に加えようとする場合にあっては、当該都府県及び都府県教育委員会の意見を聴き、これを尊重するものであること。

イ　面接指導等実施施設の編成、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、３(1)エから３(2)キに定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

ウ　学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。

エ　実施校の設置者は、３(1)イの規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が上記イ及びウの基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する北海道以外の区域に所在するときは、その所在地の都府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。

オ　実施校の設置者は、３(1)イの規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、 実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

附　則

この審査基準は、令和４年４月１日から施行する。

※ 学校教育法施行規則等の一部改正の附則（経過措置）により、既存施設に係る学則変更については、令和５年３月 31 日までに行う必要がある。

高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について

諮問第1674号（2）

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>申　　請　　の　　内　　容</th><th>基準・備考</th></tr>
<tr><td>1 名　　称</td><td>星槎国際高等学校</td><td></td></tr>
<tr><td>2 位　　置</td><td>札幌市厚別区もみじ台北５丁目12番地</td><td></td></tr>
<tr><td>3 設　置　者</td><td>学校法人国際学園　理事長　宮澤　保夫</td><td></td></tr>
<tr><td>4 変更の時期</td><td>令和４年４月１日</td><td></td></tr>
<tr><td>5 変更の理由</td><td>地域貢献ができる人材育成に向けた多様な教育の確保のため、面接指導等実施施設の追加等。
また、学習指導要領の改訂に伴う、教育課程の変更。</td><td></td></tr>
<tr><td>6 変 更 内 容</td><td>（1）面接指導等実施施設の追加等
<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更内容</th></tr>
<tr><td>８０</td><td>追加４（大学１、技能教育施設３）　削除１　名称変更２</td></tr>
</table>
＜追加施設の概要＞
<table>
<tr><th></th><th>定員(予定)</th><th>校舎</th></tr>
<tr><td>①八戸工業大学
（青森県八戸市）</td><td>10名</td><td>57,829㎡ 鉄筋コンクリート造
（教室、保健室、図書室、職員室、体育館）</td></tr>
<tr><td>②あすと長町高等学院
（宮城県仙台市））</td><td>12名</td><td>187.91㎡ 鉄筋コンクリート造
（教室、保健室、職員室）</td></tr>
<tr><td>③M-netアビニオンスクール
（静岡県静岡市）</td><td>20名</td><td>263.6 ㎡ 鉄筋コンクリート造
（教室、保健室、職員室）</td></tr>
<tr><td>④エナジックスポーツ
高等学院(沖縄県名護市)</td><td>13名</td><td>1,272.24㎡ 鉄筋コンクリート造
（教室、保健室、図書室、職員室、屋内運動場）</td></tr>
</table>
＜変更後の定員＞　（名）
<table>
<tr><th>学科</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>普通科</td><td>5,500</td></tr>
<tr><td>専攻科</td><td>890</td></tr>
<tr><td>計</td><td>6,390</td></tr>
</table>
収容定員 6,390
＜教職員組織＞　（名）
<table>
<tr><th></th><th>校長</th><th>副校長</th><th>教頭</th><th>教諭</th><th>講師</th><th>養護教諭</th><th>事務職員</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>専任</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>267</td><td></td><td>6</td><td>39</td><td>35</td><td>352</td></tr>
<tr><td>兼任</td><td></td><td></td><td></td><td>231</td><td>91</td><td>4</td><td>28</td><td>20</td><td>374</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>498</td><td>91</td><td>10</td><td>67</td><td>55</td><td>726</td></tr>
</table>
（２）教育課程の変更
学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表における教科の科目設定を変更する。
（令和４年度以降の入学生に適用）</td><td>適　・　否
【基準】
・私立高等学校(通信制の課程）審査基準

適　・　否</td></tr>
</table>

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（定員減）について

諮問第1674号（3）　　諮問第1674号（4）

区分		申請の内容	申請の内容
1　名　　称		旭川みその幼稚園	旭川聖母幼稚園
2　位　　置		旭川市大町１条５丁目14番地114	旭川市６条通22丁目４番地46
3　設　置　者		学校法人旭川カトリック学園 理事長　長尾　俊宏	学校法人旭川カトリック学園 理事長　長尾　俊宏
5　変更の時期		令和4年4月1日	令和4年4月1日
6　変更の理由		就園幼児数の減少のため	就園幼児数の減少のため
7　変　更 内　容	現行	3学級80名	5学級140名
	変更	3学級70名	5学級100名

諮問第1674号（5）

区分		申請の内容
1　名　　称		美唄アカシヤ幼稚園
2　位　　置		美唄市東２条南３丁目2-10
3　設　置　者		学校法人旭川カトリック学園 理事長　長尾　俊宏
5　変更の時期		令和4年4月1日
6　変更の理由		就園幼児数の減少のため
7　変　更 内　容	現行	5学級140名
	変更	5学級100名

幼稚園廃止認可について

諮問第1674号（6）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	七飯マリア幼稚園
2　位　　置	亀田郡七飯町鳴川５丁目１番17号
3　設　置　者	学校法人　函館カトリック学園 理事長　　齋藤　憲正
4　設置認可年月日	昭和40年6月13日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否
認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園七飯マリア幼稚園 （仮称） ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（7）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	札幌ゆたか幼稚園
2　位　　置	札幌市豊平区豊平１条４丁目２-19
3　設　置　者	学校法人　札幌豊学園 理事長　　丸谷　雄輔
4　設置認可年月日	昭和42年3月31日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否
認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園札幌ゆたか幼稚園 （仮称） ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（8）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	稚内鈴蘭幼稚園
2　位　　置	稚内市港３丁目６番12号
3　設　置　者	学校法人　稚内鈴蘭学園 理事長　　橋本　弘
4　設置認可年月日	昭和40年2月18日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否
認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園稚内鈴蘭幼稚園・ 保育園(仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（9）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	聖ミカエル幼稚園
2　位　　置	札幌市東区北19条東３丁目４-５
3　設　置　者	学校法人　聖公会北海道学園 理事長　　植松　誠
4　設置認可年月日	昭和33年5月16日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否
認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園聖ミカエル幼稚園 （仮称） ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（10）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	みのり幼稚園
2　位　　置	紋別郡湧別町中湧別南町842-８
3　設　置　者	学校法人　和光学園 理事長　　古川　宏道
4　設置認可年月日	昭和48年11月27日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否

認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園みのり(仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（11）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	浦河フレンドようちえん
2　位　　置	浦河郡浦河町旭町42-１
3　設　置　者	学校法人　フレンド恵学園 理事長　　伊原　鎮
4　設置認可年月日	昭和50年10月1日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否

認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：幼保連携型認定こども園浦河 フレンド森のようちえん(仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（12）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	麻生明星幼稚園
2　位　　置	札幌市北区麻生町４丁目11-14
3　設　置　者	学校法人　北海道キリスト教学園 理事長　　井石　彰
4　設置認可年月日	昭和37年12月17日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否

認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園麻生明星幼稚園 (仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（13）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	網走幼稚園
2　位　　置	網走市南８条東３丁目１番地
3　設　置　者	学校法人　光輪学園 理事長　　大林　晃
4　設置認可年月日	昭和30年11月15日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否

認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園網走幼稚園(仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（14）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	恵庭幼稚園
2　位　　置	恵庭市大町４丁目１番11号
3　設　置　者	学校法人　リズム学園 理事長　　押見　俊哉
4　設置認可年月日	昭和33年6月21日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否
認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：幼保連携型認定こども園恵庭 幼稚園(仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（15）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	光の泉幼稚園
2　位　　置	札幌市清田区清田６条３丁目４-25
3　設　置　者	学校法人　理想学園 理事長　　対木　克彦
4　設置認可年月日	昭和54年3月5日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否
認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園ひかり(仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（16）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	札幌ルーテル幼稚園
2　位　　置	札幌市中央区南９条西21丁目２-20
3　設　置　者	学校法人　北海道ルーテル学園 理事長　　榎本　洗
4　設置認可年月日	昭和28年10月9日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否
認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：幼保連携型認定こども園札幌 ルーテル幼稚園(仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)

諮問第1674号（17）

区分	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	琴似教会幼稚園
2　位　　置	札幌市西区八軒２条西１丁目３-１
3　設　置　者	学校法人　琴似キリスト教学園 理事長　　白鳥　正太郎
4　設置認可年月日	昭和29年5月1日
5　廃止の時期	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否
認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園琴似教会幼稚園 (仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)

	諮問第1674号（18）	諮問第1674号（19）
区分	申請の内容 ／ 基準・備考	申請の内容 ／ 基準・備考
1　名　　称	まこまない明星幼稚園	おおぞら幼稚園
2　位　　置	札幌市南区真駒内泉町２丁目１－６	札幌市手稲区前田８条10丁目６-35
3　設　置　者	学校法人　真駒内キリスト教学園 理事長　　杉本　和道	学校法人　高陽学園 理事長　　前田　雅柚子
4　設置認可年月日	昭和39年12月15日	昭和57年12月3日
5　廃止の時期	令和4年3月31日	令和4年3月31日
6　廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止	幼保連携型認定こども園への移行に伴う 幼稚園の廃止
7　園児の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在園　／　適・否
8　教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否	移行後の幼保連携型認定こども園に 引き続き在籍　／　適・否
9　校地校舎等の処置	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き管理　／　適・否
10　指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否	移行後の幼保連携型認定こども園で 引き続き保管　／　適・否

認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園まこまない明星 幼稚園(仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)	幼保連携型認定こども園の設置認可を 受けること ・名　称：認定こども園おおぞら幼稚園 (仮称) ・設置日：令和４年４月１日(予定)